一八四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　五　125　三

一八五　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五　125　四

一八六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　125　四

一八七―一九四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇　128　一一

一九五―一九七　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇　128　一八

一九八―二〇〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇　128　二〇

二〇一―二〇三　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二七　145　四

二〇四　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を告示する件　三〇　七

二〇五　平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　三〇　七

二〇六　平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　七

二〇七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　146　二五

○財務省、農林水産省、経済産業省

七　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　二七　五

○国税庁

七　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　三　一

八　国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一八　三

九　国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一八　三

七五　公立学校共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部を改正する件　一三　一

七六―七七　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一九　137　二

○文部科学省

七八　文部科学省所管の補助金等に関する事務を福島県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　二五　三

七九―八一　重要無形文化財の保持者の認定及び指定が解除された件　二六　二

八二―八五　重要無形文化財の保持者の認定が解除された件　二六　三

八六―八七　選定保存技術の保持者の認定及び選定が解除された件　二六　三

○厚生労働省

二四八　厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の一部を改正する件　二　三

二四九　介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件　二　五

二五〇　介護保険法施行規則第二十二条の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容の一部を改正する件　二　五

二五一　平成二十六年産あへんの納付期限を定めた件　四　三

二五二　薬事法施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を定める件　四　三

二五三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　六　三

二五四　薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件　六　三

二五五　薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品　六　三

二五六　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件　一一　四

二五七　薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示　一二　二

二五八　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一七　三

二五九　〃　一八　136　三九

二六〇　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第二十九条第二項の規定に基づき指定を取り消した件　一九　二

二六一　確定給付企業年金法施行令第六十七条第二項の規定に基づき指定を取り消した件　一九　二